

郡山市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第13号

郡山市図書館条例の一部を改正する条例

郡山市図書館条例（昭和40年郡山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
（館外利用） 第7条 次に掲げるものは、規則で定めるところにより図書館資料を図書館以外の場所において利用（以下「館外利用」という。）することができる。 。 （1）～（4）（略） 2 前項の規定により館外利用しようとするものは、規則で定めるところにより館長に申請し、利用カードの交付を受けなければならない。 3～5 （略） 6 館長は、図書館の管理運営上必要があるときは、館外利用に条件を付することができる。 （館外利用の停止） 第8条 教育委員会は、館外利用者が前条第3項から第6項までの規定に違反するときは、当該館外利用者に対する館外利用を一時的に停止することができる。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>郡山市希望ヶ丘図書館</td><td>郡山市希望ヶ丘1番5号</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	名称	位置	（略）		郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号	（略）		（館外利用） 第7条 次に掲げるものは、規則で定めるところに従い、図書館資料を図書館以外の場所（以下「館外」という。）において利用することができる。 （1）～（4）（略） 2 前項の規定により図書館資料を館外で利用しようとするものは、館長に申し込みをして利用カードの交付を受けなければならない。 3～5 （略） （貸出しの停止） 第8条 館長は、館外利用者が利用期間を過ぎても貸出しを受けた図書館資料を返却しないときは、当該館外利用者に対する貸出しを停止することができる。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>郡山市希望ヶ丘図書館</td><td>郡山市希望ヶ丘1番5号</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	名称	位置	（略）		郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号	（略）	
名称	位置																
（略）																	
郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号																
（略）																	
名称	位置																
（略）																	
郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号																
（略）																	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。